

## 徳島地方・家庭裁判所委員会（第4回）議事概要

### 1 開催日時

平成17年2月8日（火）午後1時30分～午後4時30分

### 2 開催場所

徳島地方・家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

岡田信委員，酒井ツギ子委員，高井新二委員，高川准子委員，中西一宏委員，平野和春委員，八幡甫委員，伊東秀子委員，鹿島久義委員，鎌田啓三委員，木村清志委員，佐々木茂委員，前田美代子委員，松村通治委員，幸田文一委員，渡辺等委員

### 4 議事

#### (1) 開会

#### (2) 所長あいさつ

#### (3) 委員紹介等

#### (4) 意見交換

テーマ

「裁判員制度の広報活動のあるべき姿について」

「犯罪被害者の保護と被告人及び少年の適正な手続で裁判等を受ける権利との関係について」

下記5のとおり

#### (5) 次回開催テーマ

「人事訴訟と調停を巡る諸問題」

#### (6) 次回開催期日

平成17年9月ないし10月頃（地・家裁委員会合同開催）

#### (7) 所長あいさつ

(8) 閉会

5 意見交換について（■委員長，○委員，●説明者）

- ：今回，事前に委員の皆様は裁判員模擬裁判のビデオテープをご覧いただきました。委員の皆様は印象・感想を法曹三者以外の委員から伺いたいと思います。
- ：先だって学生を連れて裁判傍聴をさせていただきました。実際に裁判を見ると身近に感じられました。裁判員制度のPRもさることながら，市民に実際の裁判そのものに関心を抱きながら裁判傍聴してもらうことも意味があると思いました。
- ：不選任候補者の任務解除というのがありましたが，長時間待たされた上，不選任になると任務解除というのは，合理的ではないのではないかと思います。本当に裁判員になってくれる人だけを集めた方が合理的な時間の使い方だと思います。また，当事者が話をするのにいちいち裁判官を通じてやりとりしていましたが，もっと当事者同士で直接に話ができればよいと感じました。また，専門用語が出てきた点はもっと解説が必要だと感じました。
- ：裁判員模擬裁判ビデオの内容は手続段階に応じて①公判前整理手続，②裁判員選任手続，③公判手続，④評議，⑤判決の各場面が撮影されています。今の委員のご意見は，このうち裁判員の選任手続での問題をご発言なさっていますが，裁判所委員の方から何か説明ができますか。
- ：実際に裁判員選任手続で集まった候補者からすれば，時間がかかってなぜという印象を受けられると思いますが，一定の適した人材を確保する必要上候補者の皆さんに待機していただくことになったのだと思います。また，当事者が裁判官を介さずに直接やりとりするという問題は，裁判手続の中で当事者が申立てや意見を言う場合は，裁判所に対してものを言うという構造になっているためです。
- ：大変よくできたビデオだと思いました。やや細かい話になりますが，候補者

として訪れた人に初めてアンケートして、そこで初めてチェックするように見えましたが、そのようなアンケートは予めやりとりしておく方が効率的だと思いました。また、被害者感情とも関係しますが、量刑の場面で裁判員と裁判官が非常にこやかに話されていましたが、被害者の立場からみた場合に少し引っかかるのではないかと老婆心ながら感じました。

- ：法律上、アンケートの件は、実際には呼び出し状とともに事前に送付しておくことになっています。そしてアンケートは裁判員選任手続の日までに提出することになっています。実際には選任手続の日回収することになるのだと思われます。
- ：裁判員選任手続に長く時間がかかり、その後実際に裁判員に選任されて3日間位続けて裁判を行うということになると、時間のやりくりが大変だと思いました。例えば東祖谷山村から候補者として徳島地裁に出向くとなると朝何時に出発しなければならないのかとか、宿泊はできるのだろうかとか、心配になると思います。拘束される時間を考えて留守の準備をする必要があるので大変だと思いました。また、裁判員の選任手続で面接を受ける際、裁判員候補者が法壇の前に座らされて裁判官からいろいろ質問されていましたが、これでは一般の人々はすごく緊張するのではないかと思います。部屋の設定の工夫が必要かと感じました。他には、使用されている言葉が難しいと思いました。
- ：司法改革は、良いことだと思っていますが、裁判員模擬裁判のビデオを見て、率直な感想は、私自身が裁判員に選ばれたら困るという感じを持ちました。時間の拘束のことを考えるとどうやったら断れるのかなということを考えてしまいます。裁判員模擬裁判ビデオは、正確に作られているとは思いますが、裁判員という非常に重い制度を周知するので、広報用にする場合はもう少し工夫が必要かと思います。今回NHKで2月12日、13日にNスペで裁判員のドラマなどを取り上げるので、1度それを見たいと思います。その

上で、裁判員模擬裁判ビデオと比較対照してみたいと思います。また、やはり言葉が難しいと思いました。法律用語なので必要な言葉もあるのですが、用語の解説をもう少し工夫して欲しいと感じました。

- ：今回の裁判員模擬裁判ビデオは、送付の前にもご連絡させていただいたように、もとより広報用ではなく法曹内部で手続がどうあるべきかということをも具体的イメージを持って検討するために作成されたものです。広報用には工夫が必要だというご意見ありがとうございました。
- ：手続の専門用語が難しいと思いました。選任手続についてはよくわかりましたが、裁判の中身の問題、例えば殺意の認定をする、量刑をするというようなところでは、なかなか難しいと感じました。人を裁くということは、法律の素人にとってはなかなか難しいと感じました。裁判員というのは国民の義務ということですが、正直関わりたくないなという印象を持ちました。また、裁判員模擬裁判ビデオでは、2、3日で非常にスムーズに終局までいきましたが、著名事件例えば和歌山カレー事件とかオウム事件などのように裁判が長期化する場合、裁判員裁判を実施して大丈夫なのかという印象を持ちました。
- ：裁判員裁判の対象となる事件の多くは自白事件であります。審理期間について、自白事件なら裁判員選任手続を含めて2、3日で裁判可能だと思われ。問題は否認事件ですが、否認事件でも多くは、裁判員模擬裁判のビデオにあったように殺意の認定など争点が特定されます。このような事件では、現在の通常の裁判手続で月1回開廷するとして6開廷くらいかかります。ただし、この場合の1開廷は午前半日とか午後2、3時間とか限られた時間です。裁判員裁判になりますと、1開廷あたりもっと時間が割り当てられるということですので、通常1週間くらいで裁判が可能だと思われ。ご指摘の現在の裁判で審理期間が1年以上になるような事件について、裁判員裁判を連日開廷するということだと1か月くらい裁判員の皆様を拘束すると

ということになりますと問題もあるので、まだ試行錯誤の段階ですが、裁判員の皆さんに1週間に1日、2日裁判に出ていただいて、それを何か月か重ねるといえるようになるのではないかと思います。ただし、そういった場合、裁判が長期化すると記憶が不鮮明になるという問題があるので今後議論が必要かと思われまます。一部実務家の間では、裁判員に身の危険がある場合は、裁判員裁判に向かないと言われてはいますが、長期化が予想される場合も同様に裁判員裁判に向かないのではないかと意見もあります。

- ：裁判員裁判は5年後の2009年からということで、将来高校生などもそのうち裁判員の対象者に含まれるということになると思われまます。裁判員の広報ということで考えまますと、将来裁判員となられる方の様々な不安、疑問をしっかりとそれなりに解消できるような内容が必要だと思われまます。例えば、裁判官と一緒に裁判を行うのですから、特定の事件で誰が裁判員であったということもわかってしまうので、裁判員に選ばれた人は不安だと思われまます。そのような不安を払拭できるような内容が必要だと思われまます。
- ：昨年11月4日に法教育研究会というところで、「我が国における法教育の普及・発展を目指して」というレポートがまとめられました。その中で、法教育の必要性について、「国民一人一人が法や司法を身近なものと感じられるようにするため。」ということが述べられています。さらに補足説明として、「自由な活動範囲が広がることに備えあらかじめ紛争を防止し、紛争が発生した場合には、法に基づいて公正な紛争解決を行う。」とされています。もう一つの必要性としては、「国民一人一人が司法に能動的に参加していく気持ちが大切。」とされています。その補足説明としては平成21年5月までに裁判員制度が実施されると述べられています。教育委員会にはこれからいろいろお世話になると思われまますのでよろしくお願いいたします。
- ：国民の多くが裁判員になりたくないという気持ちは、法律の素人が裁判官のサポートを受けながらも有罪・無罪の判断をしなければならないという責任

の重さというのがありますが、裁判員になるとかなりの時間拘束されるということが大きいのかなという気がします。そうすると、できるだけ裁判の迅速化を行う必要があると思われます。ところが、今のシステムや態勢ですべてやろうとして司法修習生の数が増えても、弁護士希望者は多いが、裁判官や検察官の希望者がそんなに多くはないと思います。これは定数の問題もあるのですが、そんなに増やせない。法曹界全体が裁判員として出やすいようなシステムを、技術的な面からだけではなくやらなければならないと思います。また、裁判官3名、裁判員が6名の合計9名の人数が法壇に座るということになると、被告人の立場からすれば、非常に威圧的に感じると思います。一審裁判所としては、非常に大人数になるので、被告人の人権ということを考えれば、アメリカの陪審員などは法壇の横の方に並んでいたと思いますが、今後裁判員の座る席の配慮も必要ではないかと思ひます。

○：裁判員の着席位置について意見が出ましたが、日弁連は必ずしも、裁判員模擬裁判ビデオでの裁判員の着席位置に賛成ではありません。日弁連の案として議論されていたのは、被告人席から見て、正面に裁判官3人、その右手に裁判員6名、その左手に弁護士、検察官、当事者が着席するというものです。被告人席は、裁判官の正面というものです。ただ、これが日弁連の案として提案されるかどうかは確認できていません。今後、市民の意見を聞きながら議論されるのだと思ひます。

○：一つ一つの事実を法的根拠を積み上げながら認定していく姿は勉強になりました。ただ、使用している言葉は難しいと感じました。例えば、「罪体」という言葉が出てきましたが、これなど今でもよくわかりませんが、難しいと思ひました。砕いたかたちでピーアールしていただければ、一つ一つおろそかにしないという意味で勉強になると思ひました。もう一つ感じたことは、裁判員の選任の際には、聞き落としたのかもわかりませんが、家庭内暴力か何かの体験のある人を裁判員として採用したのかしないのか最後わかりませ

んでした。裁判の中でそういう体験のある人を意図的に入れていくということはあるのでしょうか。排除ということはわかりますが積極的に入れるということをやめるのかどうか知りたいと思いました。また、事前審査の段階で時間がかかるということになりますと、どの証拠を採用するかということをやっていましたけれども、証拠が法廷に出てくる可能性があるのかどうか、裁判員が見ることができない証拠になってしまう可能性があるのかどうか。裁判員の中にもそれぞれの専門家の立場というものもあるかもしれません。ビデオは行為態様の問題だったと思いますが、そういう中で証拠というのはなるべく出した方が良くと思いますが時間との競争の中で絞られるのかなと感じました。

- : ビデオの内容について補足的に説明させていただきますが、裁判員候補者について欠格事由及び就職禁止事由の他に、不適格事由の一つとして裁判所が不公平な裁判をするおそれがあると認めた人というのがございます。選任手続の中で、検察官や弁護人は理由を述べてこの人を選任しないでほしいという申立てをすることができるようになっていきます。裁判員模擬裁判のビデオでは、家庭内暴力の経験のある方について、検察官か弁護人かのどちらかが選任をしないでほしい旨の申立てをしたと思います。それに対して裁判所は、不選任の事由にあたらぬということでの申立てを退けています。ただ、最終的には弁護人も検察官も4人までは理由を述べないで不選任の申立てができます。これを専断的不選任の申立てというのですけれども、この申立てがあると裁判所は不選任の決定をしなくてはならないことになっています。最終的には、この申立てによって結局裁判員に選任されなかったという経過だったと記憶しています。
- : 裁判員制度が導入されて、かえって裁判が長期化するのではないかとこのことを心配しています。
- : 日本の刑事裁判を長い視点で見ると、戦前は警察や検察庁で捜査した書類が

そのまま裁判所に引き継がれました。ところが、戦後、アメリカから被告人の反対尋問権保障という考え方が入ってきたため、原則として紙で書いたものは証拠にならないということになりました。例えば、犯行の目撃者等の証人がいた場合、警察や検察庁で調書を作成しますが、この調書を証拠とすることに被告人や弁護人が同意した場合は証拠にできますが、不同意になった場合は、その証人等を裁判所で尋問し、被告人や弁護人が反対尋問を行うこととなりました。したがって、オウム事件などについては、この労力に時間がかかり、裁判が長期化しているのです。このような裁判を裁判員で行えるかどうかについては、検討の余地があるかもしれません。裁判員制度を導入する価値というのは、国民の皆さんが処罰権を行使できるようになるということです。国民が処罰権を行使するというのは非常に重要なことです。今までは処罰権の行使はお上がやってくれる。お上に任せておればよいのだということでした。アメリカには陪審員という制度があります。以前、エンロンというアメリカの大きな会社が、不正経理をやっていたという疑いをもたれ、それにアーサーアンダーセンという監査法人が関与していたという疑いをもたれ、司法妨害罪ということで、その監査法人が起訴されました。従業員7万人いる会社です。それを裁いたのが12人の陪審員です。陪審員の判断は、ある時点では有罪・無罪が6対6で意見が分かれていました。その3日後に9対3で有罪の裁決がでました。その結果、アーサーアンダーセンという従業員7万人いる会社は消滅しました。陪審員は、それだけの権限を市民がもっており、12名の陪審員が行使したということなのです。アメリカでは、市民がそのような権限を持ち行使するという事は、当然であるというように考えているのです。これに対し、日本では一般市民が裁判権を行使することになり、やや躊躇感があります。しかし、この国のかたちを変えるということで、行財政改革、政治改革等、いろんなところで改革が進んでいます。その一環として人を処罰することにも、県民、市民が参加するという

ことになってきました。法務省も検察庁もわかりやすい裁判の実現に向けて努力しており、国民一人一人がみんなで裁判員制度を支えるという土壌を造らねばならないと思っています。多くの方が体感治安に不満を持つ今日において、日本の国が、将来に向かって繁栄発展するための在り方を考える上で、国民が自ら参加する裁判員制度というのは非常に有効な制度の一つだと思っています。

- ：裁判員模擬裁判のビデオを見て、一般市民が裁判員になるのを嫌がるのではないかという懸念を私も持ちました。ある日期日が指定されて、裁判員候補者として呼び出しを受け、裁判所に出かけてみないといつ帰ってこれるのか分からないということで、不安定な立場に立たされ嫌だろうなと思いました。専門用語を使用する点については、ある程度やむを得ないのかなと思います。やさしくかみ砕いた言葉を言えと言われても、テクニカルタームの中にある概念が含まれていますから、法律家同士ならすぐ通じるということということで短時間でやりとりできるというメリットもあります。ただ、審理中の事実関係の問題で、例えば、わざと突き刺そうとしたのか、偶然突き刺そうとしたのかというようにやさしくかみ砕いて表現することは可能だと思います。法律用語についてもできるだけかみ砕いて表現する配慮が必要だなと思います。
- ：裁判員制度によって、市民が裁判に主体的に能動的に関与できると思っていましたが、裁判員模擬裁判ビデオを見た多くの委員の方々が、あまり裁判員になりたくない印象を持ったということは、逆効果を呈しているわけで、これは日本人の意識の中に、受動的なものの考え方というものがあるからだと思います。このことは、選挙制度に対する国民の意識の中にも表れていると思います。日本人の意識改革が必要だと思います。そうであれば、裁判員制度のPR活動の中に意識改革というものを盛り込んでいくことが大切だと思います。

- ：裁判員制度については、多くの国民が総論賛成、各論反対という意見が多いと思います。これから正に国民一人一人の意識が問われいくのだと思います。このことを企業という視点から見ると、企業経営者だって、もっと意識が変わる必要があると思います。例えば、社員が裁判員に選ばれた場合には、企業が補償してやるような余裕が必要だと思います。現在、今の多くの企業にはその余裕がないのだと思います。今の企業は効率性ばかりを追求し、働いている者の気持ちを考えないところがあると思います。企業経営者の意識改革のための啓蒙活動が必要だと思います。
- ：非常に個人的な意見ですが、裁判員の法案は非常にあっさり成立したと思います。成立の過程で裁判員模擬裁判のビデオがあったら、あっさり成立したかなという気はします。ただ、裁判員になるということは、いろいろ代償があるとは思いますが、非常に良い経験をするとと思います。私も退職した後は、喜んで裁判員に選ばれたいと思います。裁判員模擬裁判ビデオは、裁判員による裁判が実施されるとおそらくああいうものになるだろうという、嘘のない良くできたビデオだと思います。ただ、このビデオだけを見るということは、フラストレーションがたまるので、入り口で裁判員模擬裁判ビデオを見せて、その後皆さんの意見を聞くという方法はどうでしょうか。例えば、警察署には警察署協議会という場があり、直接住民の方々と話をする機会があります。そこに検察庁から検事さんにきていただいて、裁判員制度について説明をしていただく、そうするとそういうことになるのだという反応が返ってきます。できるかぎりそのような場を持っていくことが一つ鍵になるのかなという印象を持っています。
- ：裁判員制度を定着させるにはどのようにしたらよいか。裁判員になりたくないということはどう乗り越えるかが最大の問題だと思います。そこで、改めて裁判員の役割は何かということを見ると、例えば、殺人犯人でない人が何故自白するのだろうか。捜査段階で自白したり、裁判所でも自白している

例があります。本当はやってないのに嘘の自白をして死刑判決を受けた人は沢山います。その後、本当はやっていないということで再審請求をして、無罪になった人は沢山います。警察が的確な捜査をし、裁判所が的確な裁判を行い、弁護人が的確な弁護活動を行うことによって真実が発見できるのであれば、このような場合は無罪になるはずですが、しかし、実際には嘘の自白をしたり、裁判所が有罪の判断をしてしまっています。そこをよく考えていただきたい。このようなことが何故起こるのでしょうか。それは、警察官も検察官も裁判官も皆人間だからです。神様ではないので真実というのはなかなかつかみにくいのです。裁判員制度は人が取り調べて、人が裁くという営みに健全な市民感覚を反映させて、無実の人を処罰することを防ぐということに意味があるのです。広報用ビデオを作成する際は、裁判員制度のもとで裁判員の健全な判断のもとに無罪になって釈放されたという感動的なものも一本作って欲しいです。そういうビデオを見れば裁判員というのが大切なものであるということは健全な市民の方なら分かると思います。多くの市民の方に現在行われている通常の刑事裁判をどんどん傍聴していただいて、その上で来年か再来年には法曹三者が協力して裁判員模擬裁判をあちこちでどんどんやって市民に見ていただき、裁判員制度を理解していただくことが重要だと思います。

- : 裁判員になった場合の費用の問題ですが、旅費と日当は出ます。また、宿泊が必要な場合は宿泊費も出るようになっていきます。また、先ほど裁判員が見られなかった資料があるのではないかという意見がありましたが、裁判という制度は証拠として申請され、証拠として採用されたものだけしか証拠として見られないという制度ですので、他に何かあるかもしれないが見られないという制度ではないのですね。裁判員候補者が午前中行って午前中解放されればいいし、そうでないといつ帰れるかわからないというご発言がありましたが、これは帰れます。ずっと拘束されるわけではありませんし、そ

の間裁判員の氏名を公表してはならない義務を我々は課せられますし、裁判員に対して接触したりする行為も禁止されます。

- ：帰れないという言い方が不正確でしたが、その後何日か拘束されるという意味で言ったのです。そうなるのかどうかその日行ってみないとわからないということです。
- ：公判前整理手続が導入されると、そこで何日審理期間がかかるという予定を立てますので、まだ運用がどうなるか分かりませんが、この事件は何日かかりますよ、どういうスケジュールでやりますよということは予めお伝えすることによって、不安を取り除くことは可能かもしれません。
- ：そういうこと必要なんでしょうが、裁判員候補者にも伝えるということになると結局裁判員に選ばれなかった人にも情報を与えてしまうという問題もあり、逆に、なった人だけということになるとなるまでわからないまま引っ張られるということで非常に運用が難しいですね。
- ：模擬裁判ビデオでは公判前整理手続中でこれは何日で終わるということを確認してでやっていますよね。それから選任手続に入っています。

(休憩)

- ：先ほどある委員の方からも、平成17年2月12日、13日の両日、NHKスペシャルについてご紹介がありましたが、改めて裁判所からもご紹介したいと思います。これは「司法改革あなたは人を裁けますか？」という題のNHKスペシャルです。第1日目は、裁判員の参加した裁判ドラマ仕立てになっているようです。2日目は専門家と市民との討論がおこなわれるということのようです。それでは、裁判員裁判の広報活動はどうあるべきかということについて意見交換をお願いしたいと存じます。
- ：まず、最初に裁判所のこれまでの取り組みについてご説明申し上げます。官庁、企業や学校にパンフレットを配布しました。各市町村の広報誌に裁判員制度について掲載していただきました。他には裁判の傍聴、また出前講義を

通じて裁判員制度を広報しています。

- ：裁判員制度の広報で一番大事なものは、何故国民が裁判員制度に義務として携わらねばならないのかということだと思います。あまり難しく言っても仕方がないので、生活感覚をもった一般的な市民が社会で起こる様々な問題である犯罪を裁くということ。裁くことの重要性は、その犯罪のバックグラウンドに何があったのか。どんな社会的問題があったのか。そういうことを一人一人が考える契機になるような気がします。とにかく裁判に生活感覚を持って関わってみましょうと。あなたならどう考えますかというようなわかりやすいキャッチフレーズで広報する。また、今回視聴した裁判員模擬裁判のビデオに登場する裁判員は皆まじめなんですね。生活感覚がありません。「あれはおかしいで。」とか「あれはやってるで。」とか「そんなことはない。」というような素朴な感覚を出して身近に感じられるものが必要だと思います。
- ：拝見したビデオというのは、裁判員になるというのは、非常にストレスになるという感想を持ちました。やはり広報というのはプレゼンテーションが大事だと思います。みんなに身近なところで分かっていたくには、出前講座のようなものが良いと思います。先ほどの検察官委員のような意見はプレゼンテーションに富んでいたと思います。現実の国民感覚からすれば、我関せずというような感覚が当然となっていると思います。身内が被害者ということであれば許せないという感覚になると思いますが、急に裁判員になっても関心が持てないということだと思います。選挙と同じようなものでみんな一人一人の一票が大切であるように、一人一人が裁判員として能動的に参加することが大切だと思います。そのためには、あちこち出かけて行って身近なところでプレゼンテーションすることが必要だと思います。
- ：いろんなことをやっていただければ、おもしろそうなものについては、マスコミは食いつくと思います。裁判員制度は単純な制度でもありませんし、国

民と司法というのは、遠い存在だったので、それをどう近づけていくのか。マスコミの立場からすればやはり能動的な広報をされるべきだと思います。いろんなところへ行ってチラシやポスターを配りましたということではなくて、出前講座でも模擬裁判でも構いません。シンポジウムでも構いません。そういうことを積極的に仕掛けていくという意識をもたれた方が良いのではないかと思います。その際、どういう人を対象に広報していくのかということをしきりと見据えることが大切だと思います。それから、4年後に施行されるということですが、今からこんな難しいことをすべて詰め込んでやるというのはなかなか難しいと思います。1年目はどういうもの、2年目はどういうものというように、その都度計画的にPR活動を行っていくのが良いと思います。日弁連や法務省や最高裁というように中央でPRすべきこともあると思いますが、やはりローカルはローカルでやる方がより身近に感じられると思います。いろんな仕掛けをやっていただくことが結果として県内のメディアに繋がっていくのかなと思います。

- ：教育界も教員の狭い世界で完結することはできません、大学との連携、地域の方々との連携等様々な取り組みがなされています。そういう流れの中では、従来型の教員のみによる子供の教育というようなことは考えていません。先だって開催された裁判所の出前講義等も大いに売り込んでいただきたいと思います。今後裁判員制度の仕組み等、理念的なものを含めまして広く定着させていくというような面では、直接教育に携わっている教員に対して是非裁判員制度というものがどういう狙いのものでどう具体的に動いていこうとしているのかも啓蒙していただきたいと思います。そのあたりについても直接担当しているのが板野町にある総合教育センターであり、教員の研修を行っていますので、そのような中へも入り込んでいただいてPRしていただければありがたいと思います。なお、総合教育センターでは単に教員の教育という機能だけではなく、生涯学習の機能ももっていますので、広く県民対象に

したいろんな講座を開設していますのでそういった中にも是非お手をあげて  
いただいてPRしていただければと思います。

- ：総合教育センターについては、先だって行いました出前講義の窓口になって  
いただき、県下の小・中・高校に対し周知をお願いした次第です。ありが  
うございました。
- ：先ほど裁判員になることについて不安なことを申し上げましたが、皆さんの  
意見をお聞きして、犯罪に対して憤りを感じていることを言える機会が与え  
られたということで段々認識が出てきました。世の中から犯罪をなくしたり、  
平和な社会を造っていくことについて関わるということは重要な意義がある  
と思いました。自分に関わる人に対してお話させてもらうことで、PRにな  
っていくし、これも委員の仕事であると思いました。
- ：裁判員制度が導入されると手間が非常にかかるということになると思います。  
そうすると裁判官の増員の必要がありはしないのかということや部屋の問題  
が出てくると思います。
- ：この問題は徳島だけに限らず、全国で問題になることだと思えます。具体的  
にどうなるかということは我々のレベルで判断してお答えすることはできな  
い問題だろうと思えます。
- ：裁判員の負担の部分だけ強調されると、行きたくないなあという気持ちにな  
りますが、自分の意見が刑事裁判に反映されますよという積極的な能動的な  
部分をできるだけアピールした方が良いと思います。
- ：裁判員制度では、裁判をビジュアルなものにして、裁判員に理解しやすいよ  
うにするということで、警察の捜査の関係では裁判員制度を踏まえた捜査の  
あり方についての議論はありますか。
- ：警察の方は、現在検察庁といろいろ相談させていただいていますが、一番大  
きなポイントは、裁判の迅速化の関連で、いかに証拠を整理して、必要な証  
拠を精査して検察庁にあげていくかということになると思います。とにかく

証拠を集めるという観点の場合は早く集まりますが、取捨選択してということになると、なかなか難しいところがあって結果的に時間がかかるということになります。かなり捜査の負担が予想されます。しかし、このことが裁判の迅速や真実の発見に繋がれば良い方向に行くのだと思います。

- ：この間日弁連が模擬裁判をやりました。実際にはそのようになるかどうかは別にして、劇場で検事と弁護士が役割を演じて、裁判員の方に視覚を通じてどう訴えるかということだろうと思います。いままでの刑事裁判は傍聴席にいて聞こえてくるだけですよね。映像を使うということはまずあり得なかったわけですが、今後は視覚を通じるということにすごく力点を置いていると思います。また、それをやらないといちいち文書を長々と読んでも意味がないと思います。パワーポイント、オーバーヘッドプロジェクター、ビデオ、写真等を最大限に利用して、裁判員にいかに関わりやすくすることになるかだと思います。そうなってくると下手な映画を見るよりおもしろいのではないかと思います。その結果適正な刑罰権の発動がなされ、無実の人の不処罰がなされれば良いと思います。
- ：目で見ても耳で聞いてもわかりやすい刑事裁判を目指しています。
- ：流れとしてはそういう流れだと思います。ただ、裁判員制度ということに馴染みを持たせるために、本質的な部分で追求しなければならないものを失ってはいけないだろうと思っています。
- ：忘れてはならないのは、本当はノーテクノロジーの方が大事だということです。サイエンスで見せるといかにも真実のような印象を受けますが、捜査官が実際に足を運んで調べた証拠が大切です。丹念に調べた証拠が重要なのです。しかし、いかに短期間で分かっていたか工夫がいるということです。どうしてもハイテクノロジーの器具に一瞬目が奪われますが、人を扱っていますので、人が語る言葉をいかに飲み込んでいただくか、これが重要です。劇場になってしまっただけでは意味がありません。

- ：目標に対して急ぎすぎないようにすることが大切だと思います。サブゴールを設定して年次計画を立ててやっていくのが重要ではないかと思います。また、徳島で特に感じたことですが、よそではどのようにやっているかということに非常に気にする人が多いと思います。逆にそういう情報が入ると縛られてしまうかとも思いますが、真似をするのではなく、徳島県の特徴を生かしてどうすればPRできるかという視点が大事だと思います。あと教育の問題ですが、高校生や中学生等何年か先に裁判員候補者になる人を対象にPRしていくということは大切だと思いますが、もっと掘り下げると、他の委員の方の意見にもありましたように日本人の意識が受動的消極的ということで、裁判員になりたくないということだと思います。理念というものを考えて、自分の意見を述べられるような子供を育てるにはどうしたらよいかという視点が重要だと思います。そのためには学校教育、家庭教育、社会教育を通じて、特に家庭教育が重要だと思いますが、やっていく必要があると思います。
- ：被告人の責任能力が問題になった場合は、鑑定結果が出るまで保留になるのですか。
- ：責任能力が問題になるような事案では、公判前整理手続で先に鑑定をやってその結果が出る頃に公判を開くようになると思われます。裁判員が鑑定結果がでるまで基本的に待たされることはありません。
- ：裁判員制度は、法曹界ではよく知られた当面の課題としてとらえられていますが、私の身の回りの仲間内に聞いても裁判員という言葉は知っていても具体的に市民が裁判員になるという義務が課せられ自分の身に降りかかってくるということは知らない人が多いと思います。また、知っていてもアメリカの陪審員制度とごちゃ混ぜになっている人もいます。国民に裁判員について認知してもらい、関心を持ってもらうということが一番だと思います。そのためには、全国ネットの中で一番はマスメディアを通じて、午後7時から8時のゴールデンタイムのときに5分位借り切って、若い人向けには若いタレ

ントを使うとか、年配者には年配者向けのタレントを使うとか、できれば毎日、無理なら週1回とか2回これでもかというように流す必要があると思います。それで、どの程度関心が持たれたかということのある程度たった段階でアンケートをとって認知度を確認する。そういうことを繰り返しながら裁判員制度の実態を知らせていくことが重要ではないかと思います。当初はスポットで流すことによって、裁判員制度は国民の義務だということを知ってもらう。裁判員制度を詳しく知りたい段階になれば裁判所に問い合わせれば詳しく教えてもらえるということになるのかなと思います。いずれにせよ、裁判員になることはやりがいのあることだということを市民や国民に浸透させていくということが重要だと思います。それをやっていかなければなかなか成功しないのではないかと思います。

- ：かつて、選挙の広報活動に参加する機会がありました。何とかして投票率をあげることに考えていたときに、土日が選挙の日になっていますが、これを週日にして投票率をあげて、組織票以外の票が動くような制度に変えてはどうかという意見を申し上げたことがありました。バブルの頃でした。そうすると、とんでもない、そんなことをすれば会社が潰れてしまうという意見が出て、できるはずがないということで頭ごなしでした。企業優先社会ですから、企業や経済団体へのPRも重要だと思います。経営者も進んで国民の権利を主張できる社会になるよう広報のプログラムの中に入れる必要があると思います。PRの中に参加しやすい制度、委員になってもこいうふうに解決できるのですよということを広報の中に盛り込むということだと思います。そして意識改革の啓蒙をやっていくということだと思います。自分たちのプラスになる制度だということをきちんとPRすべきだと思います。
- ：私の女房は全くの野次馬です。テレビや新聞で事件があったらものすごく関心を示しますね。私らに情報が入る場合は、基礎になる情報量が違いますから、これ何故逮捕されたのかなというようにいろいろなことや法律の歯車が一

瞬に駆けめぐります。それで逆に事件報道などは見たくありませんが、女房は非常に熱心です。裁判員模擬裁判のビデオを見て、確かに専門家用ということで、あなるほどというところも多いのですが、素人の野次馬根性は刺激しないと思います。野次馬根性を刺激する、事件の背景を描いたようなもの、事件の実態のほうから入ったほうが関心と呼ぶのではないかと思います。そして、最後にこのように裁判員になるという手続面も見せるのが有効ではないかと思います。もうそのときにはやる気にさせると良いと思います。

○：裁判員模擬裁判も刺激する要素がないわけではないのですね。本当は、妻が夫を殺すということの背景事情として夫婦関係がどのように推移していったかということや、どこでそういう行動に至ってしまったのかというようなこと、いろいろ考える材料はあるわけです。そうすれば事件に関心を持ってみると思われます。

■：貴重な意見ありがとうございました。次は、「犯罪被害者の保護と被告人及び少年の適正な手続で裁判等を受ける権利との関係について」というテーマで意見交換していただきたいと思います。

○：裁判所に関わりを持つようになって犯罪被害者の問題に興味を持ちました。犯罪被害者の方が保護されていないということをしごく感じたのです。被害を受けたところにマスコミの方もどかどかと押し寄せたり、怪我をさせられた場合でも加害者は刑務所内で手当を受けられるのに、被害者は自費で直さないといけない、被害者はほったらかしというように感じまして、疑問を投げかけてみました。

■：昨年12月8日に犯罪被害者等基本法が公布されました。この法律は、直接的には刑事裁判手続と関係しないのですが、これまでの刑事裁判手続の中で裁判所が被害者保護についてどのように取り組んできたのかということについて裁判所委員の方で説明していただけますか。

○：現在、刑事裁判で行われている被害者に対する配慮等についてご説明申し上げ

げます。まず、被害者が証人になった場合の配慮ということで、典型的には性犯罪の被害者を念頭においていただければ良いと思いますが、証言すること自体が二次被害になるということもありますし、犯人と被害者が同じ法廷内にいる圧迫とか一般の傍聴人から好奇の目で見られるということ等に対する配慮から、3つの制度が設けられています。一つは、証人に対してカウンセラーや身内が付き添う制度、二つ目は証人と被告人あるいは傍聴人との間に遮蔽の措置をとること、三つ目はビデオリンク方式と言って、証人が法廷内で証言するのではなく、法廷外の別室で相互にテレビモニターを介して尋問を行うというものです。それから、これまで被害者は証人というかたちで被害感情を述べるに留まり、検察官等が証人として請求しなければ証言の機会はありませんでしたが、被害者等が訴訟手続において双方からの請求がなくても心情その他の意見を陳述する制度が設けられました。通常は審理がほぼ終わって、検察官が論告を弁護人が弁論をする前に意見陳述します。以上は刑事訴訟法上新たに設けられた制度ですが、犯罪被害者保護法で犯罪被害者及びその遺族等への裁判傍聴に対する配慮という制度が設けられました。これは従前事実上は行われていたものですが、新たな制度として設けられました。他に、被害者が被告人に対して損害賠償請求するためとか、先程の意見陳述を行うために公判記録の閲覧謄写ができる制度が設けられました。また、刑事事件では被害者と加害者の間で示談が成立することがありますが、示談書自体は執行力がありません。刑事裁判手続で双方から和解の申出がなされた場合は、刑事手続の公判調書に和解の内容を記載することによって、執行力のある和解調書を作成することができるというものです。徳島でのこれまでの状況については、平成12年11月1日から平成16年12月31日までの間、証人に対する付き添いの関係については例がありません。証人の尋問における遮蔽の措置は今まで6件ございます。ビデオリンク方式による証人尋問は今まで例がございません。被害者等の意見陳述は、実際に法廷

で述べた件数が5件、意見陳述に代えて意見書を提出したものが1件ございます。被害者等に公判記録の閲覧謄写をさせた件数は22件ございます。

- ：少年事件のほうで裁判所委員から何か説明がありますか。
- ：平成12年に少年法が改正されまして、犯罪被害者への配慮・充実ということで三つ新たな制度が設けられました。一つ目は、被害者等の申出によって、審判継続中も含め、一定の範囲で非行事実に係る事件記録の閲覧及び謄写をさせることができる制度が導入されました。二つ目は、被害者等の申出により、裁判官又は家庭裁判所調査官が、被害に関する心情その他の事件に関する意見を聴取する制度が導入されました。三つ目としては、被害者等の申出により、家庭裁判所が審判の結果等を通知する制度が導入されました。通知する内容は、少年及び法定代理人の氏名及び住所、決定の年月日、主文及び理由の要旨です。平成13年4月1日から平成16年12月31日までの徳島家裁における状況ですが、閲覧謄写は11人、審判結果の通知が34人、意見陳述をしたのが2人です。申出があったからといって、すべて認められるわけではありませんが、徳島家裁においては、上記の間、すべて認められています。
- ：考えは十分まとまっていませんが、弁護士の場合とはもすれば、被疑者・被告人の弁護というかたちですから、どうしてもそれらの人の人権を守るということで活動してきました。しかし、被害者の人権こそ守られるべきことだという意見は健全な市民の発想だと思います。
- ：いずれにしても、被疑者・被告人の人権は、古い時代にどのような処遇を受けてきたかという歴史認識の問題があると思います。これだけ治安についての懸念が生じてくると被害者側の問題に対して国民の目が向いてきていると思います。確かにおっしゃるような素朴な感情は理解できると思います。
- ：犯罪の被害を受けた方の補償に関する問題ですが、昭和55年に「犯罪被害者等給付基本法」が制定され、翌年施行されました。犯罪被害を受けて故意

犯によって亡くなられた場合の遺族に対する給付。重傷を負われた人に対する医療費の自己負担額の補償、障害が残った人に対する補償というものがあります。遺族に対する給付金の最高額は、1,573万円となっています。重傷の治療費はその都度、障害が残った人に対する給付金の最高額が、1,849万2000円となっています。利用方法は、被害者若しくはその遺族が申請する人の地元の警察署又は警察本部を通じて、公安委員会に申請します。公安委員会がその内容を吟味した上で裁定を行って個別の給付額を決定します。実績は、発足から平成17年1月末日までに裁定件数が41件、56名の方に対しまして合計1億4,300万円あまり支給しています。それ以外に被害者に対する支援ということで、警察限りということではありませんが相談・カウンセリングの実施とか被害者支援センターで相談を受ける等が行われています。入口論で犯罪被害の問題かどうか分からないという問題に対して、平成13年から警察の相談受理態勢というものを強化しまして、専用の#9110番で受け付けています。今後も犯罪被害者の方に対する配慮を維持・強化すべきだと思っています。

(以上)